

No.	確認したい「具体的取組項目」名	該当ページ	確認したい内容（具体的に）	担当課	担当課回答
1	使用料・手数料等の見直し	p.39- p.40	<p>5年にわたって「受益者負担の基本的な考え方」の見直しが進行していないのはなぜなのか。</p> <p>これだけ見直しする必要が求められているということは、大きな問題があるからなのか、5年間進んでいないということはこのままでもさほど問題のない項目なのかが不思議に思いました。</p> <p>市の財源確保の効果を求めるのであれば、使用料・手数料など金銭的な問題だけではない市民が利用しやすい施設運営をお願いしたいと思います。</p>	行政改革課	<p>市が提供している様々なサービスや公の施設の管理運営に係るコストは、サービスを利用する方からの使用料等と市税等の公費によって賄っており、結果的にサービスを利用しない方も、税金によるコストを負担しています。</p> <p>そのため、サービスの提供に係るコストを意識しながら、利用者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」に基づき、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保し、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。</p> <p>施設の老朽化による修繕費用の発生や、物価が高騰している現在において、かかるコストも増加しているため、使用料等の見直しは行政改革課としては、必要だと考えています。</p> <p>このことから「受益者負担の基本的な考え方」の見直しについては、これまでも調査・研究を行っておりますが、使用料等の見直しについては各所管課が随時行っていた状況のため、「受益者負担の基本的な考え方」自体を見直すことについては、行政改革課としてペースダウンしていた状況です。しかし、次期行政経営改革実施計画の策定にあたって、経営という視点で調査・研究を行うなかで、「受益者負担の基本的な考え方」の見直しについては、特に取り組むべき項目だと考えております。</p> <p>現在も見直し案の作成に取り組んでいるところであり、具体的には、施設の管理運営に要した費用と、その財源として利用者にとどの程度負担していただいたか、また施設はどの程度利用があるのかなどを定量的に把握する施設コスト計算表（案）を作成しています。</p> <p>令和7～8年度で、「受益者負担の基本的な考え方」の見直しと定期的に使用料・手数料の見直しを行う仕組みについて、まずは庁内での合意を得ることを目指します。</p> <p>また、施設利用者アンケート等のご意見を踏まえ、市民が利用しやすい施設運営を目指します。</p>
2	地域課題解決に繋がる活動の実施団体に対する効果的な支援	p.18	<p>「令和6年度の進捗状況」の記載内容に関連して、新規団体の設立実績および市による支援の現状について教えてください。</p>	まちづくり協働課	<p>令和6年度のまちづくり団体育成支援補助金の実績は32件（3,696,800円）でした。うち新規設立に対する補助は6件（1,455,100円）、活動の継続、拡大に対する補助は26件（2,241,700円）でした。そのほか、市民活動団体同士の情報交換・連携強化を目的とし交流会を開催しました。</p> <p>※ 令和6年度近江八幡市まちづくり団体育成支援補助金申請団体一覧表（資料6）を添付します。</p>

No.	確認したい「具体的取組項目」名	該当ページ	確認したい内容（具体的に）	担当課	担当課回答
3	身近な自治システムの充実と市民参画の促進	p.3- p.4	協働のまちづくり推進委員会の議事録もしくは議事内容は、どこで確認することができますか。（すみません、見つけれませんでした）	まちづくり協働課	第1回委員会の議事録について、市ホームページに掲載できておりませんでしたので早急に公開します。なお、第2回委員会は令和7年3月18日に開催予定です。
4	税等の収納率の向上	p.33- p.34	未納者への対策で督促状、催告書を送付して納付の促進を図り、負担の公平・公正性を促していくとのことですが、滞納者の理由（なぜ滞納しているのか）を把握しているか、また、その理由による対策を講じているのか、お聞きしたい。	介護保険課	介護保険料の支払いについて相談があった場合は、話を伺ったうえで理由や状況に応じて減免制度や分割納付の案内を行い、収納課とも連携を図りつつ個別対応を行っております。
5	税等の収納率の向上	p.35- p.36	未納者への対策で督促状、催告書を送付して納付の促進を図り、負担の公平・公正性を促していくとのことですが、滞納者の理由（なぜ滞納しているのか）を把握しているか、また、その理由による対策を講じているのか、お聞きしたい。	幼児課	督促状、催告書を送付してもなお、未納が続く場合には、声掛け等により直接幼児課からお話ししています。その際、納付方法の相談があれば、個々の事情を踏まえ、分納による支払い等提案しています。
6	税等の収納率の向上	p.37- p.38	未納者への対策で督促状、催告書を送付して納付の促進を図り、負担の公平・公正性を促していくとのことですが、滞納者の理由（なぜ滞納しているのか）を把握しているか、また、その理由による対策を講じているのか、お聞きしたい。	市営住宅課	滞納者の理由は、滞納者個々のケースで把握し納付相談を行っています。主な理由は、就労状況の悪化や高齢により収入が減少したり、不安定であったりすることが挙げられますが、納付意識が薄い方もおられます。対策として、架電・訪宅による納付相談を行い、分納等による計画的な納付を促しています。今後も計画的・継続的な請求先への架電、訪宅等の徴収強化を行います。
7	働き方改革の推進	p.84- p.85	時間外勤務の削減について具体的な対策が出来なかった理由をお聞きしたい。	人事課	働き方改革の一環として、継続して「健康デー・健康デープラスワン」に取り組むとともに在宅勤務や時差勤務の制度化を図ったところですが、時間外勤務の削減については、効果的かつ効率的な業務の推進との一体的な実施を関係課と協議しているところであり、現時点で具体的な削減につながる方策の実施に至っていないものです。
8	職員の地域活動への積極的参加の推進	p.86- p.87	若い職員への負担にならない範囲で参加してもらう事が大事と思っている。その活動に参加していただいた感想・意見「良かったこと。もっとこうすれば等、改修案等を現場にフィードバックしてもらいたい。	人事課	地域調査研修を通して地域の歴史や特色を学ぶ機会としており、これらの中で、それぞれが気づいた点や学びについて、発表会という形で出力しています。発表会には、それぞれ調査を行ったまちづくり協議会の方に参加いただく形でフィードバックしており、参加いただけないまちづくり協議会へも、発表内容を共有できる仕組み（撮影した動画の閲覧や、それぞれの発表資料の共有等）を考え、実施していきたいと考えます。